



2026年3月30日

各 位

上 場 会 社 名 Umios 株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 池見 賢  
(コード番号 1333 東証プライム)  
問合せ先責任者 経営企画部 部長役 小林 悦子  
(TEL. 03-6833-0696)

## 株式給付信託 (J-ESOP) の対象拡大に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年度より導入しております、従業員である管理職の一部(国内非居住者を除きます。)に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)の対象を拡大することにつき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に導入いたしました。詳細につきましては、2023年6月27日付「従業員向け株式給付制度の導入に関するお知らせ」及び2023年10月30日付「従業員向け株式給付制度の導入(詳細決定)に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 対象拡大の背景

当社は、当社のパーパスである「For the ocean, for life 海といのちの未来をつくる」のもと、本物・安心・健康な「食」から広がる豊かな暮らしと社会に貢献するというミッションの実現に向けて、グループ中期経営計画「For the ocean, for life 2027」(2026年3月期～2028年3月期)を推進しております。

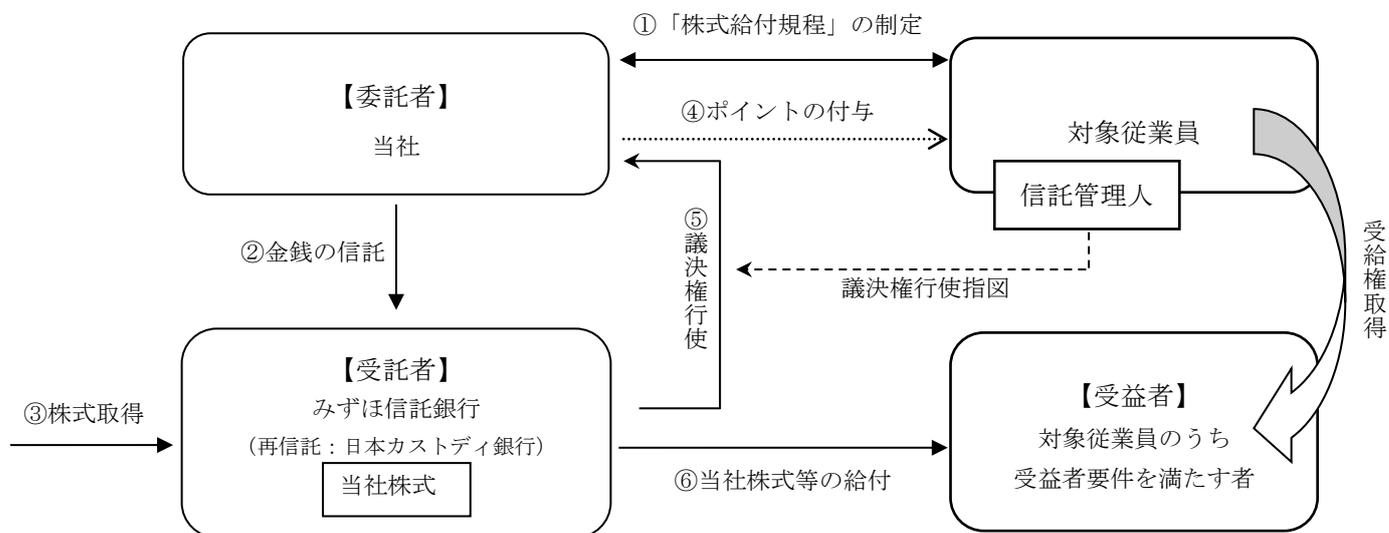
今般、当社の管理職(国内非居住者を除きます。以下、「対象従業員」といいます。)を本制度の対象者とするにより、「For the ocean, for life 2027」の達成に向けた取り組みを加速させ、対象従業員自身が株主となることで、対象従業員が株主の皆様と同じ目線に立ち、これまで以上に中長期的な企業価値向上意識を高めることを目的に、本制度の対象者を拡大することといたしました。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)を給付する仕組みです。当社は、対象従業員に対し職位及び当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。対象従業員に対し給付する株式

については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

### 【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき対象従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、対象従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象従業員が「株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

### 3. 本信託の概要

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 名称        | : 株式給付信託（J-ESOP）  |
| (2) 委託者       | : 当社  |
| (3) 受託者       | : みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)                       |
| (4) 受益者       | : 対象従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者                              |
| (5) 信託管理人     | : 対象従業員から選定   |
| (6) 信託の種類     | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| (7) 信託の目的     | : 「株式給付規程」に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること                         |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2023年11月13日   |
| (9) 金銭を信託した日  | : 2023年11月13日   |
| (10) 信託の期間    | : 2023年11月13日から信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |